

施設入所 利用料金

令和6年6月1日 現在

自己負担金	多 床 室		2 人 室		個 室	
要介護区分	施設サービス費	居住費	施設サービス費	居住費	施設サービス費	居住費
要 介 護 1	793 単位/日	377円	793 単位/日	377円 + 特別な 室料	717 単位/日	1,668円 + 特別な 室料
要 介 護 2	843 単位/日		843 単位/日		763 単位/日	
要 介 護 3	908 単位/日		908 単位/日		828 単位/日	
要 介 護 4	961 単位/日		961 単位/日		883 単位/日	
要 介 護 5	1,012 単位/日		1,012 単位/日		932 単位/日	

その他の費用	加算	回 数 等	食 費 等 の 自 己 負 担 金	
夜勤職員配置加算	24単位	1日あたり	食 費 (朝・昼・夕)	2,000円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51単位	1日あたり	おやつ代	150円/日
科学的介護推進体制加算 (II)	60単位	1月あたり	日 用 品 費	200円/日
リハビリテーションマネジメント計画情報加算(II)	33単位	1月あたり	教 養 娯 楽 費	200円/日
サービス提供体制強化加算III	6単位	1日あたり		
介護職員等処遇改善加算II	7.10%			

その他必要に応じて加算される費用	加 算	
初期加算(II)	30 単位/日	入所した日から起算して30日以内の期間
短期集中リハビリテーション加算 (I)	258 単位/日	医師等が、その入所の日から起算して3月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合であつてかつ原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している。
療養食加算	6 単位/回	医師の指示箋に基づき療養食を提供した場合。
所定疾患施設療養費 (I)	239 単位/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対して投薬・検査・注射・処置等を行った場合。 (月7日限度)
緊急時治療管理	518 単位/日	緊急的な治療管理として、投薬・注射・検査・処置等行った場合。 (月3日限度)
外泊時費用	362 単位/日	外泊した場合。 (月6日限度)

入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 単位/回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合。
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 単位/回	上記決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。
退所時の加算	試行的退所時指導加算	400 単位/回 退所後の療養上の指導を行った場合。
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 単位/回 【居宅へ退所した場合】 居宅へ退所する場合に、退所後の主治の医師に対して、入所者の同意を得てその診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 単位/回 【医療機関へ退所した場合】 医療機関へ退所する場合に、退所後の医療機関に対して、入所者の同意を得てその心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。
	訪問看護指示加算	300 単位/回 退所時に、訪問看護ステーションに対し、医師が訪問看護指示書を交付した場合。
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400 単位/回 退所に先立って、居宅介護支援事業者へ、文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合。
	退所時栄養情報連携加算	70 単位/回 ・対象者 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者 ・主な算定要件 管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該等の栄養管理に関する情報を提供する。 * 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、糖尿病食、貧血食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合。 (月5日限度)
看取りに関する加算 ターミナルケア加算	72 単位/日	死亡日45日前～31日前
	160 単位/日	死亡日30日前～4日前
	910 単位/日	死亡日前々日、前日
	1,900 単位/日	死亡日

- ・介護報酬分は、地域区分(10.14円)を乗じて計算します。
- ・保険給付の自己負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。
- ・主たる加算等は、施設の体制や法律の改定により介護報酬に準じて変更する場合がございます。